

認定こども園と保育所の収益性の比較について

認定こども園は保護者の就労の有無等を問わず、就学前の子どもを対象に教育と保育を提供する施設である。新規開設は極めて少なく、ほとんどが保育所または幼稚園からの移行であり、その施設数も全国的に多くないため、認定こども園はどのような経営状況であるのか、保育所と比較することで収益性の違いを分析した。

福祉医療機構のデータを基に、平成26年度の認定こども園と保育所の経営状況を比較すると、認定こども園のサービス活動収益対経常増減差額比率は6.8%と保育所を1.4ポイント上回っていた。

認定こども園と保育所の収益構造の差異を把握するため、平成28年度公定価格を用い、両施設の収益について試算し比較を行ったところ、認定こども園は保育所に比べて基本分単価が高く、とくに1号定員を設定した認定こども園は保育所よりもかなり高い収益水準であった。また、保育所と同じ定員構成でも認定こども園のほうが収益水準は若干高くなっていた。

試算結果をもとに、平成27年4月に認定こども園に移行した施設に対し、移行による経営上の効果などについてヒアリングした結果、約9割の施設が増収したと回答しており、移行によるメリットは大きいとの回答であった。

現在、待機児童解消等のため保育を必要とする子どもへの対応が強く求められる地域においても、将来的には少子化等で利用者数の減少が予測される。平成31年度末までの移行特例期間中に、対象となる子どもの範囲が広い認定こども園へ移行することは、長期的な視点で地域ニーズに柔軟に対応するための有力な選択肢の一つであると考えられる。

はじめに

認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ施設と表現される。保育所は主に就労している保護者の子どもを対象とするのに対し、認定こども園は、保護者の就労の有無等に関係なく、就学前の子どもを対象とする施設である。つまり、保護者の就労状況が変化しても利用継続できるといった柔軟な対応が可能で、利用者にとってのメリットが大きい施設であるといえる。

認定こども園の数は制度が創設されてから緩やかに増加し、平成27年以降急増しているが、2.4万件以上ある保育所や1.1万件以上ある幼稚園に比べると全国的にはさほど多くない状況にある。

このほど福祉医療機構（以下「機構」という。）において、認定こども園がどのような経営状況にあるのか、主に保育所との比較を行うことで、次のとおり分析を行った。

まず認定こども園の整備状況等を整理し、次に機構の融資先のデータを基に認定こども園および保育所の経営状況を比較した。さらに認定こども園と保育所の収益を試算し、認定こども園移行施設に対するヒアリング結果を基に移行実態を確認したうえで、認定こども園移行に係る課題および方向性について整理した。

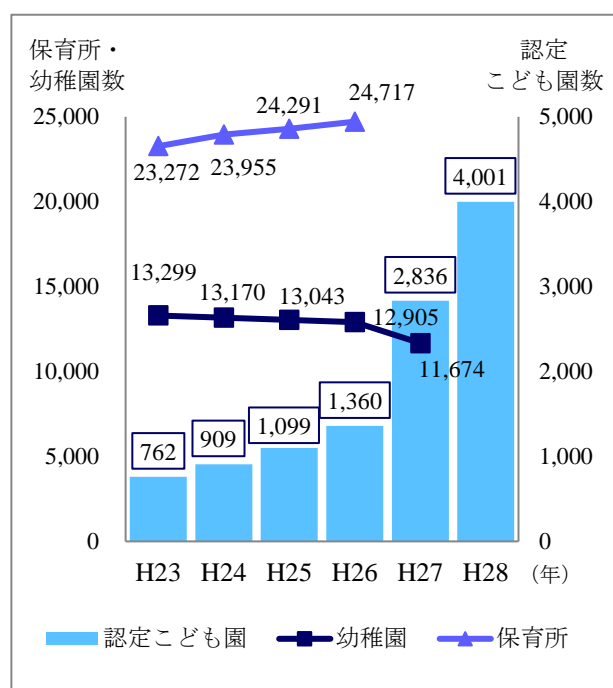
分析の対象は、機構の融資先であって開設後1年以上経過し、社会福祉法人新会計基準を採択している認定こども園40件、保育所2,756件とした。

1. 認定こども園の現状

【施設数は平成 27 年以降大きく増加し、平成 28 年は 4,001 件。幼保連携型の割合がもっとも高く、保育所からの移行が多い】

はじめに、全国の認定こども園、保育所および幼稚園の施設数について、平成 28 年までの過去 6 年間の推移をみた（図表 1）。

（図表 1）平成 23 年～28 年における各施設数の推移



資料出所：各施設ごとに次のとおり

認定こども園：内閣府子ども・子育て本部「認定こども園の数について」（各年 4 月 1 日時点）
（図表 2～4 も同じ）

保 育 所：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（各年 10 月 1 日時点。なお、平成 27 年 10 月 1 日時点の施設数は現時点で未発表である）

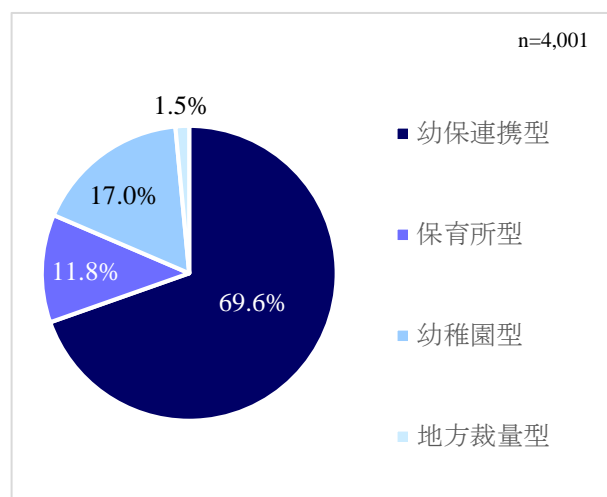
幼 稚 園：文部科学省「学校基本調査」（各年 5 月 1 日時点）

認定こども園は平成 26 年までは緩やかに増加しているが、平成 27 年から大きく増加し、平成 28 年は 4,001 件であった。これは、平成 27 年にスタートした子ども・子育て支援新制度において幼保連携型認定こども園の認可・指導監督が一元化されたことや財政措置が施設給付型

に一本化されたことなどを受け、認定こども園への移行が容易になったことが影響していると考えられる。

なお、認定こども園の施設形態をみると、幼保連携型 69.6%、保育所型 11.8%、幼稚園型 17.0%、地方裁量型 1.5%となっており、幼保連携型の割合がもっとも高かった（図表 2）。

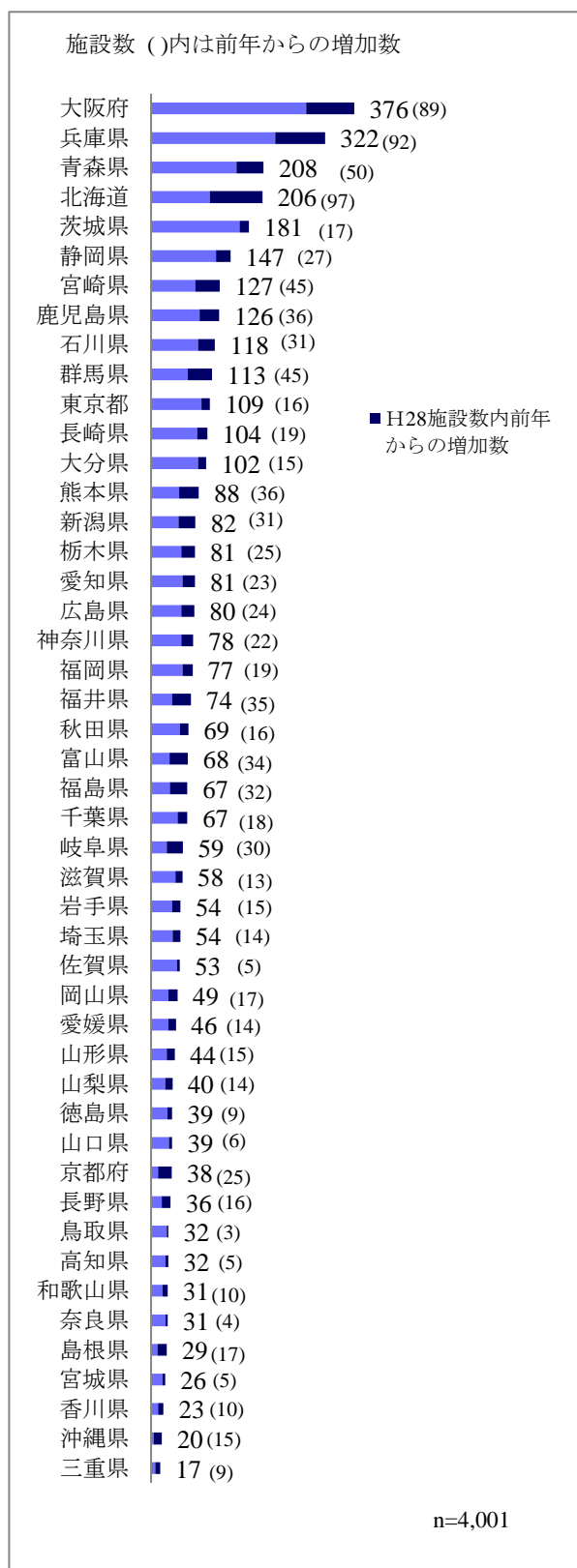
（図表 2）平成 28 年 認定こども園の施設形態



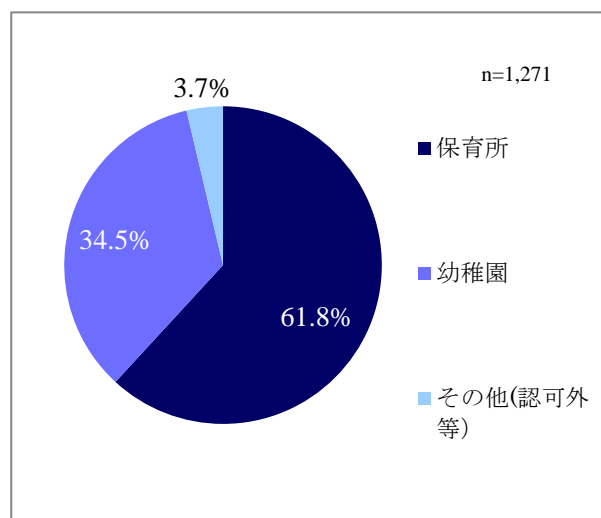
また、近年の待機児童問題を背景として保育所は増加傾向にある一方で、幼稚園は毎年減少しており、平成 27 年では前年に比べて約 1,200 件減少していた。幼稚園減少の要因には、認定こども園へ移行する幼稚園が増加していることや、全国的に公立幼稚園を削減する動きなどが影響しているといわれている。

なお、認定こども園の施設数を都道府県別にみると、大阪府がもっとも多く、次いで兵庫県、青森県、北海道、茨城県が比較的多くなっていた（図表 3）。移行が多い地域は限られているが、都市部や地方等人口の多さによる地域的な特徴はあまりみられなかった。

(図表3) 平成28年 認定こども園数
(都道府県別)



(図表4) 平成28年 認定こども園への
移行元施設の内訳



注) 複数施設が合併し認定こども園になった場合等もあるため、施設数と移行施設数は一致しない

平成28年に設置された認定こども園のうち、新規に開設された施設は極めて少なく、多くは保育所や幼稚園からの移行となっていた。移行元施設としては保育所が61.8%、幼稚園が34.5%であった(図表4)。次章では、認定こども園と保育所はそもそもどのような経営状況にあるのか、その違い等について取り上げることとする。

2. 平成26年度認定こども園および保育所の経営状況

【認定こども園は保育所に比べ定員規模が大きく、経常増減差額比率は6.8%と保育所を1.4ポイント上回る】

機構の融資先の平成26年度決算データを基に、認定こども園と保育所の経営状況を比較したところ、認定こども園は規模が比較的大きく、平均認可定員数は保育所より28.8人多い135.1人となっていた(図表5)。

また、認定こども園のサービス活動収益対経常増減差額比率（以下「経常増減差額比率」という。）は6.8%と保育所を1.4ポイント上回っており、その主因は人件費率の低さによるものと考えられる。

しかしながら、本データでは、認定こども園のサンプル数が少ないこと、また、機構が保有

しているデータからは認定こども園の定員設定状況（1号定員数などの認定区分の内訳）¹や、加算の算定状況が把握できないことから、次章では、実際に認定こども園と保育所において収益にどの程度の違いがみられるのか試算することとする。

（図表5）平成26年度 認定こども園および保育所の経営状況（平均）

区 分	保育所 n=2,756	認定こども園 n=40	差 認定こども園－保育所
平均認可定員数 人	106.3	135.1	28.8
1施設当たり従事者数 人	26.3	25.2	△1.2
常勤職員の平均勤続年数 年	9.1	8.2	△0.8
サービス活動収益 千円	135,051	141,388	6,337
サービス活動費用 千円	128,211	131,862	3,651
従事者1人当たり人件費 千円	3,711	3,739	28
人件費率 %	72.4	66.5	△5.8
サービス活動収益対経常増減差額比率 %	5.4	6.8	1.4

資料出所：福祉医療機構 注）数値は四捨五入しているため差が合わない場合がある（以下、記載がない場合は同じ）

3. 公定価格による収益性の試算比較

【認定こども園は、1号定員を設定することで保育所に比べて大幅に高い収益水準となる】

本章では認定こども園と保育所の収益性を比較するため、平成28年度公定価格を用い、試算した。各施設の定員は135人、従事者は25人²とし、認定こども園に1号定員を設定しなかった場合（試算①）と1号定員を設定した場合（試算②）の2つのケースについて保育所との比較を行った。

なお、試算条件の詳細については付表1および付表2を参照いただきたい。

【試算①：1号定員なし認定こども園の場合】

まず、基本分単価を比較すると、認定こども園のほうが単価が高く設定されていることから、認定こども園が保育所を7,193千円(A)上回る結果となった（図表6）。

次に加算を比較すると、認定こども園が保育所を6,664千円(B)下回っている。これは、「所長設置加算」や「主任保育士専任加算」等、保育所しか算定できない加算が影響していることによるものである。

結果として、試算①では、認定こども園の収益の総合計は保育所を529千円(A+B+C)上回っており、認定こども園の収益は保育所に比べると若干ながら高くなることがわかる。

1 こどもの認定区分は次のとおり

1号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

2号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定子ども：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

（内閣府・文部科学省・厚生労働省『平成27年子ども・子育て支援新制度 施設・事業者向けハンドブック』）

2 機構データの平成26年度認定こども園（40件）の認可定員数の平均135.1人、1施設当たり従事者数の平均25.2人、年齢別の定員は3歳未満児比率34.5%、1歳未満児比率6.2%をもとに設定



(図表 6) 試算①：認定こども園（1号定員なし）と保育所の収益比較

単位：(円)

	認定こども園 2号・3号(135人)				保育所 2号・3号(135人)				差額
	人数	基本分単価	人数	基本分単価	人数	基本分単価	人数	基本分単価	
<基本分単価>									
2号・3号	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
4歳以上	33	35,840	30	32,430	33	31,400	30	27,990	
3歳児	15	42,870	15	39,460	15	38,430	15	35,020	
1,2歳児	18	95,300	18	91,890	18	90,860	18	87,450	
乳児	3	165,670	3	162,260	3	161,230	3	157,820	
小計(月額)	4,038,180		3,705,600		3,731,820		3,412,560		
合計(月額)					7,144,380				599,400
基本分単価:年間合計(A)	92,925,360				85,732,560				7,192,800
<加算>									
冷暖房費加算	135	110	14,850	135	110	14,850			
3歳児配置改善加算(3歳児のみ対象)	30	7,030	210,900	30	7,030	210,900			
1号認定子ども利用定員を設定しない場合	135	1,550	209,250						
事務職員雇上加算				135	380	51,300			
所長設置加算				135	3,500	472,500			
主任保育士専任加算				135	2,110	284,850			
処遇改善等加算(2号・3号)			907,140			863,070			
加算分(月額)	1,342,140				1,897,470				△ 555,330
加算分:年間合計(B)	16,105,680				22,769,640				△ 6,663,960
<加算(3月分のみ)>									
施設機能強化推進費加算	135	1,110	149,850	135	1,110	149,850			
小学校接続加算	135	710	95,850	135	710	95,850			
栄養管理加算	135	880	118,800	135	880	118,800			
加算分(3月分)(C)	364,500				364,500				0
加算分:年間合計(B+C)	16,470,180				23,134,140				△ 6,663,960
<総合計(A+B+C)>	109,395,540				108,866,700				528,840

(参考)定員1人当たり年間収益	認定こども園	保育所	差額
2号・3号認定子ども1人当たり	810,337	806,420	3,917

注1) 毎月認可定員数分の利用があるものとして計算 ※試算②も同じ

注2) 処遇改善等加算は、各加算に付随した加算部分の合計額(加算単価×算定人数)を記載 ※以下、記載がない場合同じ

注3) チーム保育推進加算算定の場合: 保育所総合計 114,374,700円。総合計差額(認定こども園-保育所) △ 4,979,160円

なお、この試算からは除外した保育所のみを対象とした「チーム保育推進加算」³を算定した場合、保育所の総合計は114,375千円となり、認定こども園を4,979千円上回る事となる。

【試算②：1号定員あり認定こども園の場合】

試算②の認定こども園は、1号定員を15人、2号・3号定員を120人と設定した定員135人で試算した。(図表7)。

3 チーム保育推進加算: 次の①~④の全てに該当すること

①必要保育士数を超過して保育士を配置

②チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築

③職員の平均勤続年数が15年以上

④加算分による増収をキャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

※なお、福祉医療機構の退職共済データをもとに集計したところ、全保育所のうち平均勤続年数15年以上の施設は5%

(657/13,067件 平成27年4月1日時点)であったため、今回の試算からは除外



(図表 7) 試算②：認定こども園（1号定員あり）と保育所の収益比較

単位：(円)

	認定こども園				保育所				差額
	1号(15人)		2号・3号(120人)		2号・3号(135人)				
	人数	基本分単価	人数	基本分単価	人数	基本分単価	人数	基本分単価	
<基本分単価>									
1号			教育標準時間						
4歳以上			10	84,950					
3歳児			5	92,090					
小計(月額)			1,309,950						
2号・3号	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
4歳以上	27	38,320	27	34,340	33	31,400	30	27,990	
3歳児	12	45,350	12	41,370	15	38,430	15	35,020	
1,2歳児	18	97,780	18	93,800	18	90,860	18	87,450	
乳児	3	168,150	3	164,170	3	161,230	3	157,820	
小計(月額)	3,843,330		3,604,530		3,731,820		3,412,560		
合計(月額)	8,757,810				7,144,380				1,613,430
基本分単価：年間合計(A)	105,093,720				85,732,560				19,361,160
<加算>									
事務職員雇上加算 *	15	5,870		88,050	135	380		51,300	
冷暖房費加算	135	110		14,850	135	110		14,850	
3歳児配置改善加算 *	5	7,140		35,700					
(3歳児のみ対象) **	24	7,030		168,720	30	7,030		210,900	
副園長・教頭設置加算 *	15	7,120		106,800					
学級編制調整加配加算 *	15	28,560		428,400					
チーム保育加配加算 *	15	57,120		856,800					
給食実費加算 *	15	6,800		102,000					
所長設置加算					135	3,500		472,500	
主任保育士専任加算					135	2,110		284,850	
処遇改善等加算(1号)							358,150		
処遇改善等加算(2号・3号)							863,070		
加算分(月額)	3,015,910				1,897,470				1,118,440
加算分：年間合計(B)	36,190,920				22,769,640				13,421,280
<加算(3月分のみ)>									
施設機能強化推進費加算 *	15	5,000		75,000	135	1,110		149,850	
〃 **	120	620		74,400					
小学校接続加算 *	15	3,220		48,300	135	710		95,850	
〃 **	120	400		48,000					
栄養管理加算 **	120	1,000		120,000	135	880		118,800	
加算分(3月分)(C)	365,700				364,500				1,200
加算分：年間合計(B+C)	36,556,620				23,134,140				13,422,480
<総合計(A+B+C)>	141,650,340				108,866,700				32,783,640

(参考) 定員1人当たり年間収益	認定こども園	保育所	差額
1号認定子ども1人当たり	2,638,220		
2号・3号認定子ども1人当たり	850,642	806,420	44,222

注1) 認定こども園は、1号定員を15人(1学年5人)で設定。なお、総定員を135人とするため、2号定員を15人(4歳以上：9人、3歳児：6人)減少した。

注2) 認定こども園にかかる加算のうち「*」は1号認定子ども、「**」は2号・3号認定子どもを示す

注3) チーム保育推進加算算定の場合：保育所年間総合計114,374,700円。総合計差額(認定こども園-保育所)27,275,640円

まず両施設に共通している2号・3号認定子どもの基本分単価を比較すると、標準・短時間認定のどちらも認定こども園のほうが高い。これに1号定員も含めると、基本分単価の差額は19,361千円(A)と認定こども園が保育所を大幅に上回った。

さらに、試算②では1号認定子どもを対象とした「学級編制調整加配加算」や「チーム保育加配加算⁴⁾」を算定したことで、加算の合計は認定こども園が保育所を13,421千円(B)上回っていた。

結果として、総合計は認定こども園が32,784千円(A+B+C)と保育所を大幅に上回ることとなった。

また、基本分単価および加算を含めた定員1人当たりの収益を比較すると、1号認定子どもが2,638千円と2号・3号認定子どもよりも大幅に高くなっていた。つまり、1号定員を設定することで、認定こども園の収益は保育所を大きく上回るといえる。

なお、保育所に「チーム保育推進加算」を加えた場合は、保育所の総合計が114,375千円となり認定こども園との差は27,276千円に縮まるが、この場合においても認定こども園の収益のほうが、保育所を大きく上回っていることがわかる。

4. 認定こども園への移行実態

【1号定員設定により増収した施設は約9割。移行施設は経営上のメリットが大きい】

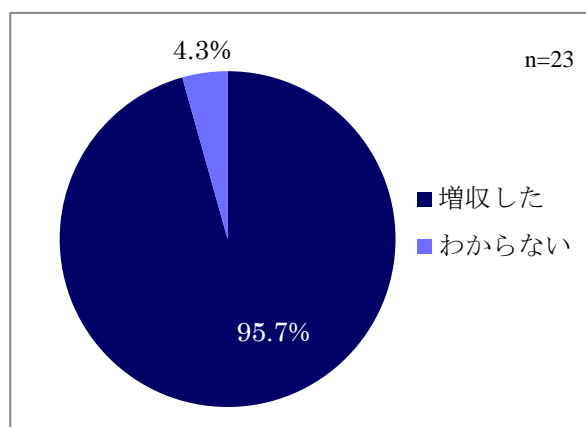
前章の試算では、認定こども園は保育所に比べて収益が上回る結果となった。そこで実態を確認するために、機構の融資先で平成27年4月に保育所から認定こども園へ移行した23件

に対し、移行した結果どのような経営上の効果がみられたか、ヒアリングを行った。

4.1 経営上の効果

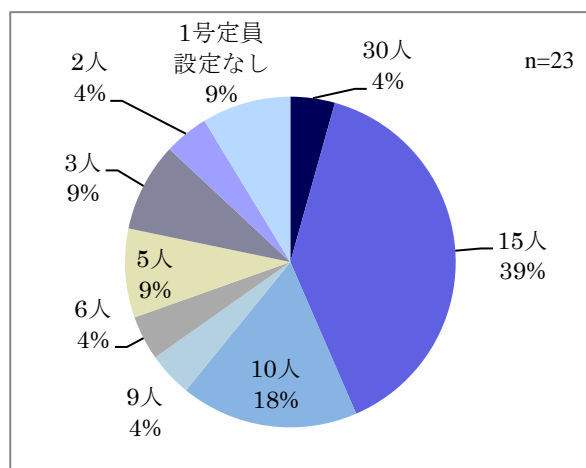
認定こども園に移行した施設の9割以上が、基本分単価が上昇したことにより増収したとの回答であった(図表8)。

(図表8) 移行による収益の変化について



また、移行に伴い1号定員を設定した施設は約9割であり、ほぼすべての施設で定員数を15人以下で設定していた(図表9)。

(図表9) 1号定員の設定人数



4 チーム保育加配加算：基本分単価や他の加算等の認定に求められる必要保育教諭等の数を超過して保育教諭等を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する少人数の学級編制を行うなどの場合に加算。「加配人数」は、1号認定子どもおよび2号認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数[※]の範囲で、必要保育教諭等の数を超過して配置する保育教諭等の数とする。

※1号認定子どもおよび2号認定子どもの上限人数 46人以上150人以下の場合：2人

これは、公定価格上、1号認定子どもの基本単価がもっとも高い定員区分は15人以下であるため、単価の高さを意識し設定を行った施設が多いものと推察される。ヒアリングによれば、1号認定子どもの利用があった施設では増収の効果が顕著にみられたとのことであった。

なお、1号定員を設定した施設のなかで、従来の定員に加えて1号定員を新規に追加した施設は約7割、従来設定していた2号・3号定員の一部を振り替えて1号定員を設定した施設

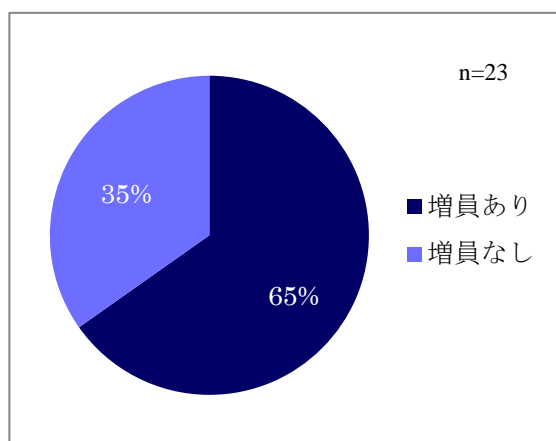
(移行前後で総定員数は変化無し)は約3割となっていた。

4.2 運営体制等について

1号定員を新たに設定するなど定員数を増加させると、人件費を始めとする費用も併せて増加することとなる。

ヒアリング先でも6割強の施設が定員の増加に伴い保育教諭など職員の数を増やしたと回答した(図表10)。これは、認定こども園に移行することで、保育の有無に関わらず満3歳以上児に学級編制ごとの専任の保育教諭を1名以上配置しなくてはならないことや、必要保育教諭数を超えて保育教諭を配置することが条件となっている加算(チーム保育加配加算等)を算定するためと考えられる。

(図表10) 移行による職員数について



また、移行時に職員を新たに雇い入れなかった施設の大半は、移行以前から配置基準以上の職員配置を行っており、そのなかで対応することが可能であったため増員の必要がなかったとのことであった。

なお、移行に伴い増収したものの、人件費が増加した結果、収支上では移行前とほぼ変化がみられないと回答した施設は26%であった。

しかし、こうした施設からも、「職員数の増加によりシフト調整がしやすくなり、運営が楽になった」、「職員配置に余裕ができた結果、職員が休暇を取りやすくなるなど職場環境が向上した」、「増収分で登園管理システムなどを導入することで事務負担が軽減された」などの回答があったことから、移行に伴い収益は増加したものの費用も増加した結果、経常増減差額が増加しなかったとしても、施設全体としては有益であったと考えていることがうかがえる。

今回のヒアリング結果からは、経営面だけでなく運営面の効果もみられ、認定こども園に移行したほぼすべての施設が移行メリットを享受していることがわかった。

5. 移行にかかる課題への対応

【幼稚園免許取得にかかる特例期間や少子化等を踏まえると、早めに移行するメリットは大きい】

収益の試算結果やヒアリング結果を踏まえると、保育所から認定こども園へ移行することは、経営上のメリットが大きいといえる。

しかし、認定こども園の施設数が保育所等に比べて少ない背景には、認定こども園への移行に対して躊躇するような課題があるのではないだろうか。

考えられる課題の一つ目は、教育的な要素が加わることで、現在の保育内容が大幅に変わる



不安があるという点である。しかし、幼保連携型認定こども園は、幼稚園教育要領および保育所指導指針を統合して策定された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき運営されるため、基本的な保育内容は保育所や幼稚園と大きく変わらないといわれている。今回ヒアリングを行った保育所から移行した認定こども園からも、保育内容そのものの大幅な変更があったという声は聞かれなかった。それまで保育所として積み上げてきたものが認定こども園への移行によって変わる・否定されるのではないかと心配する必要はないといえる。

課題の二つ目は、職員の資格の問題があげられる。3歳以上児の学級担任となる職員は、保育士資格と幼稚園教諭の免許が必要となる。しかし、平成31年度末までは少ない講習時間で不足している資格を取得することが可能となるなどの特例が設けられており、職員の資格取得にかかる負担は少ないのではないかと。

前章のヒアリングにおいても、回答した施設の9割は認定こども園へ移行する際、保有する資格が保育士資格のみの職員がいたとしても移行していた。大半の施設が移行後に、免許取得に向けて職員に講習を受講させており、資格についても移行にあたっての大きな障害とはなっていないようである。

課題の三つ目は、事務作業の負担が増える点である。たしかに、利用時間が異なる1号認定子どもが加わることで、活動・行事内容を見直す必要があることや直接契約となることで事務作業が発生するなど施設にとっての負担は増加することとなる。しかし、これらについては移行前に対応策を整理し、職員や保護者等との調整をしっかりと行うことや、ICTの導入による事務負担の軽減を図ること、また、先にも述べたとおり、増収分を職員確保にあて、職員1人

あたりの業務量を緩和することでも対応可能との声がある。

ヒアリング先の施設からは、「増収した収益を活用し、登園・延長保育等の管理と保護者への請求内容が連動したタッチパネル式のシステムを取り入れたことで、手書きで管理していた時に比べ、事務処理環境が明らかに向上した」との声も聞かれた。

また、こうした施設運営における課題のほかにも、地域ニーズとの兼ね合いが認定こども園への移行における障害となるケースもあるだろう。例えば、現在待機児童数が多い地域では、2号・3号認定子どもへの対応が最優先で求められるため移行しにくいということもあろう。

しかしながら、そのような地域であっても将来的には少子化や地域の子育て家庭環境の変化により、保育を必要とする子どもの利用が減少することも予測される。その際に、保護者が就労していない1号認定子どもを対象にできる認定こども園であれば、地域のニーズの状況によって柔軟に対応ができる。つまり、地域のニーズがどのような状況であっても、スムーズに対応できる体制をあらかじめ準備しておくことにつながるのではないだろうか。

おわりに

本分析では、認定こども園と保育所の比較を通じ、認定こども園に移行した場合、経営上どのような効果があるのかについて比較を行った。試算結果やヒアリングの結果を踏まえると、保育所に比べて認定こども園は経営上のメリットが大きいと考えられる。

認定こども園へ移行することで、増収が見込まれ、増収分を新たな職員確保やICTの導入にあてることで、職員1人当たりの事務量が軽減されることとなる。その結果、保育環境の向上



や勤務体制の改善が図られ施設全体の運営環境が向上し、利用者や職員が集まりやすくなるという良い循環が生まれると考えられる。

一方で、移行しなかった場合は、将来的に地域ニーズが変化した場合の対応が困難となり、前者とは反対の結果になってしまう懸念もあるといえよう。

したがって、長期的な視点で地域のニーズに柔軟に対応し続けられる施設であるためには、現段階で人材を確保し、認定こども園に早めに移行することが今後の施設運営における有力な選択肢の一つになると考えられる。

本レポートにおける試算表等を用いて実際に試算を行っていただき、文中に記したヒアリング結果とあわせて今後の経営の参考にしていただければ幸いである。

※本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません

※本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません

※本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

《本件に関するお問合せ》

独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンター リサーチグループ

TEL : 03-3438-9932 FAX : 03-3438-0371



(付表1) 試算① (1号定員なし認定こども園と保育所) の試算条件

認定こども園	保育所
定 員 : 135 人 (1号: 0人 2号: 標準時間 48人、短時間 45人 3号: 標準時間 21人、短時間 21人) 地 域 区 分 : 12/100 地域 分 園 : なし 加算率の区分 : 合計加算率 13% (基礎分 10%※ 賃金改善要件 3% うちキャリアパス要件分適合する 0%) ※職員 1人当たりの平均勤続年数: 8年以上 9年未満	定 員 : 135 人 (2号: 標準時間 48人、短時間 45人 3号: 標準時間 21人、短時間 21人) 地 域 区 分 : 12/100 地域 分 園 : なし 加算率の区分 : 合計加算率 13% (基礎分 10%※ 賃金改善要件あり 3% うちキャリアパス要件分あり 0%) ※職員 1人当たりの平均勤続年数: 8年以上 9年未満
<算定した加算一覧> ・3歳児配置改善加算 ・冷暖房費加算 ・施設機能強化推進費加算 ・小学校接続加算 ・栄養管理加算 ・処遇改善等加算 ・1号認定子どもの利用定員を設定しない場合	<算定した加算一覧> ・所長設置加算 ・3歳児配置改善加算 ・主任保育士専任加算 ・事務職員雇上費加算 ・冷暖房費加算 ・施設機能強化推進費加算 ・小学校接続加算 ・栄養管理加算 ・処遇改善等加算
<算定していない加算一覧> ・副園長・教頭設置加算 ・学級編制調整加配加算 ・満3歳児対応教諭配置加算 ・チーム保育加配加算 ・通園送迎加算 ・給食実施加算 ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・減価償却加算 ・賃借料加算 ・外部監査費加算 ・療育支援加算 ・事務職員雇上費加算 ・指導充実加配加算 ・事務負担対応加配加算 ・施設関係者評価加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算 ・入所児童処遇特別加算 ・第三者評価受審加算 ・常態的に土曜日に閉所する場合 (標準・短時間) ・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 ・年齢別配置基準を下回る場合 ・配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ・施設長にかかる経過措置が適用される場合 ・定員を恒常的に超過する場合 (1号、2号・3号 (標準・短時間認定))	<算定していない加算一覧> ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・減価償却費加算 ・賃借料加算 ・チーム保育推進加算 ・常態的に土曜日に閉所する場合 ・定員を恒常的に超過する場合 ・療育支援加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算 ・入所児童処遇特別加算 ・第三者評価受審加算



(付表2) 試算② (1号定員あり認定こども園と保育所) の試算条件

認定こども園	保育所
定 員 : 135人 (1号: 15人 2号: 標準時間 39人、短時間 39人 3号: 標準時間 21人、短時間 21人) 地域区分 : 12/100 地域 分 園 : なし 加算率の区分 : 合計加算率 13% (基礎分 10%※ 賃金改善要件適合する 3% うちキャリアパス要件分適合する 0%) ※職員1人当たりの平均勤続年数: 8年以上9年未満	定 員 : 135人 (2号: 標準時間 48人、短時間 45人 3号: 標準時間 21人、短時間 21人) 地域区分 : 12/100 地域 分 園 : なし 加算率の区分 : 合計加算率 13% (基礎分 10%※ 賃金改善要件あり 3% うちキャリアパス要件分あり 0%) ※職員1人当たりの平均勤続年数: 8年以上9年未満
<算定した加算一覧> <ul style="list-style-type: none"> ・副園長・教頭設置加算 ・学級編制調整加配加算 ・3歳児配置改善加算 ・チーム保育加配加算 ・給食実施加算 ・事務職員雇上費加算 ・冷暖房費加算 ・施設機能強化推進費加算 ・小学校接続加算 ・栄養管理加算 ・処遇改善等加算 	<算定した加算一覧> <ul style="list-style-type: none"> ・所長設置加算 ・3歳児配置改善加算 ・主任保育士専任加算 ・事務職員雇上費加算 ・冷暖房費加算 ・施設機能強化推進費加算 ・小学校接続加算 ・栄養管理加算 ・処遇改善等加算
<算定していない加算一覧> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳児対応教諭配置加算 ・通園送迎加算 ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・減価償却加算 ・賃借料加算 ・外部監査費加算 ・療育支援加算 ・指導充実加配加算 ・事務負担対応加配加算 ・施設関係者評価加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算 ・入所児童処遇特別加算 ・第三者評価受審加算 ・1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ・常態的に土曜日に閉所する場合(標準・短時間) ・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 ・年齢別配置基準を下回る場合 ・配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ・施設長にかかる経過措置が適用される場合 ・定員を恒常的に超過する場合(1号、2号・3号(標準・短時間認定)) 	<算定していない加算一覧> <ul style="list-style-type: none"> ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・減価償却費加算 ・賃借料加算 ・チーム保育推進加算 ・常態的に土曜日に閉所する場合 ・定員を恒常的に超過する場合 ・療育支援加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算 ・入所児童処遇特別加算 ・第三者評価受審加算